

第3部 計画等の進捗状況

第1章 栃木県環境基本計画の進捗状況

本県においては、県の環境保全に関する基本目標と長期的な施策の方向を掲げた栃木県環境基本計画(平成28(2016)年3月策定)に基づき、県民、事業者及び市町の参加と協力のもとに「守り、育て、活かす、環境立県とちぎ」の実現に向け取組を進めているところである。

計画の最終年度である令和2(2020)年度における本計画の達成状況について評価したところ、目標達成率(最新年度目標達成含む)は61.1%であった。

目標として設定した指標の状況(18指標項目)

達成状況等	標記	項目の数	割合(%)
計画最終年度の目標値(R2)を達成したもの	◎	8(7)	44.4(38.9)
最新年度目標値を達成したもの	○	3(3)	16.7(16.7)
目標は未達成だが、前年度より改善したもの	△	3(3)	16.7(16.7)
目標が未達成で、前年度より改善していないもの	▲	4(5)	22.2(27.7)

(括弧内は前年度の数値)

1 地球温暖化に立ち向かう社会づくり(低炭素社会の構築)

指標項目	設定値(H26)	前年度 目標値 前年度値 (R1)	年度 目標値 現況値 (R2)	計画 目標値 (R2)	達成度
(1) 温室効果ガス排出削減対策とエネルギー対策の一体的推進					
① 温室効果ガス総排出量 (万t-CO2)【削減目標】	1,946 ^㉔	1,827 ^㉑ 1,775 ^㉒	1,797 ^㉓ 1,744^㉓	1,738	○(○)
② 再生可能エネルギー設備導入容量 (万kW)	117	129 ^㉓ 243 ^㉓	132 ^㉑ 262^㉑	160 ^㉒	◎(◎)
③ 家庭部門のエネルギー使用量 (TJ/年)【削減目標】	31,129 ^㉔	28,198 ^㉑ 30,566 ^㉒	27,465 ^㉓ 26,855^㉓	26,000	○(▲)
(2) CO2吸収源対策					
④ 県内民有林における間伐面積 (ha/年)	4,702	5,250 3,254	5,250 3,274	5,250	△(△)
⑤ 皆伐後の再造林面積(ha/年)	222 ^㉔	310 407	335 440	335	◎(◎)

※ 数値の横に㉔等の丸囲みの数値は、その数値の年度のデータであることを示す。

※ 達成度の括弧内()は前年度のもの

【目標値未達項目の要因と対応方針】

④ 県内民有林における間伐面積 R2: 3,274ha/年(目標値: 5,250ha/年)

○ R2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、春先から材価が下落し、伐り控え等が発生するなど、間伐面積の減少が懸念されたが、間伐材増産の支援措置等により、伐採適期の冬場に間伐量が増加し、昨年度と同水準の実績となった。

⇒ 国庫補助事業(非公共間伐事業・造林事業)と、森林環境譲与税を活用した市町による保育間伐の実施により、市町と連携しながら引き続き適切な森林整備に取り組んでいく。

指標項目	設定値 (H26)	前年度 目標値	年度 目標値	計画 目標値 (R2)	達成度	
		前年度値 (R1)	現況値 (R2)			
(1) 大気環境の保全						
⑥大気環境基準達成率 (二酸化窒素) (%)	100	100 100	100 100	100	◎(◎)	
(2) 水環境の保全						
⑦公共用水域の環境基準(BOD) 達成率 (%)	100	100 96.9	100 100	100	◎(▲)	
⑧生活排水処理人口普及率 (%)	83.7	87.8 87.7	88.8 88.0	88.8	△(△)	
(3) 廃棄物の減量及び適正処理の促進						
⑨県民1人1日当たりの生活系 一般廃棄物の排出量 (g) (資源ごみ及び集団回収に係るもの を除く) 【削減目標】	560 ^㉔	533 ^㉔ 550 ^㉔	527 ^① 551 ^①	521	▲(▲)	
⑩「とちの環エコ製品」の認定件数(件)	97	109 119	112 115	112	◎(◎)	
県内で排出された廃棄物の最終処分量(千t) 【削減目標】	⑪一般廃棄物 ⑫産業廃棄物	62 ^㉔	57 ^㉔ 57 ^㉔	56 ^① 63 ^①	55	▲(○)
		89 ^㉔	88 ^㉔ 87 ^㉔	88 ^① 87 ^①	88	◎(◎)

※ 数値の横に^㉔等の丸囲みの数値は、その数値の年度のデータであることを示す。

※ 達成度の括弧内()は前年度のもの

【目標値未達項目の要因と対応方針】

⑧ 生活排水処理人口普及率 R2 : 88.0% (目標値 : 88.8%)

- 下水道については、処理区域拡大等により伸びたが、その他の処理施設については、処理人口減少や施設整備の鈍化になり、全体として目標値未達となった。
- ⇒ 「栃木県生活排水処理構想」（平成28年3月、栃木県）に基づき、公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の経済的かつ効率的な整備を推進していく。

⑨ 県民1人1日当たりの生活系一般廃棄物の排出量 R1 : 551g (目標値 : 527g)

- 市町を通じ排出量削減の取組を推進したが、横ばいとなった。
- ⇒ 3R+3Rに関する普及啓発活動を行い、県民の意識向上を図る。
市町に対する研修会を通じて、ごみ処理有料化の促進に加え、食品ロス削減やプラスチック分別を推進する市町等を支援し、可燃ごみの削減と資源化を促進する。

⑩ 県内で排出された廃棄物の最終処分量【一般廃棄物】 R1 : 63千t (目標値 : 56千t)

- 令和元年東日本台風により災害廃棄物（不燃ごみ）が大量に発生したため、一時的に最終処分量が増加した。
- ⇒ 引き続き、市町等に対し、研修会等を通じて、ごみの排出抑制及び資源の分別推進の啓発・機運醸成を支援する。

指標項目	設定値 (H26)	前年度 目標値	年度 目標値	計画 目標値 (R2)	達成度
		前年度値 (R1)	現況値 (R2)		
(1) 多様な生物と自然環境の保全・利活用					
⑬ 自然公園入込数(千人) 【暦年】	22,036	23,500 22,794	24,000 13,120	24,000	▲(▲)
⑭ 自然環境保全地域(特別地区)指定数 (箇所)	9	11 10	12 11	12	△(▲)
(2) 環境を支える森林・みどりづくり活動の推進					
⑮ 民有保安林面積(ha)	76,640	79,500 80,549	80,000 81,224	80,000	◎(◎)
⑯ 県民1人当たりの都市公園面積(m ²)	13.8 ^㉕	14.1 ^㉓ 14.6 ^㉓	14.2 ^㉑ 14.7 ^㉑	14.2	◎(◎)
(3) 野生鳥獣の適正な管理の推進					
県内のシカ、イノシシ生息数 (頭数)	23,600 ^㉕	捕獲目標 8,000	捕獲目標 8,000	16,700	○(○)
		捕獲数 10,201	捕獲数 11,718		
	33,500 ^㉕	捕獲目標 13,000	捕獲目標 13,000	21,600	▲(△)
		捕獲数 12,084	捕獲数 11,252		

※ 数値の横に㉕等の丸囲みの数値が記載されているデータは、数値の年度のデータであることを示す。

※ 達成度の括弧内()は前年度のもの

※ 県内のシカ、イノシシ生息数は、年間捕獲目標を別途設定し、各年度の捕獲数により進捗状況を管理

【目標値未達項目の要因と対応方針】

⑬ 自然公園入込数 R2：13,120千人（目標値：24,000千人）

○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、自然公園入込者数が減少した。

⇒ 自然公園施設整備等の受入態勢整備を確実に推進するとともに、令和3(2021)年3月に策定した「日光国立公園ステップアッププログラム2025」に掲げた取組を、国、関係自治体・民間企業等と連携しながら推進し、自然公園の魅力向上及び誘客促進を図っていく。

⑭ 自然環境保全地域(特別地区)指定数 R2：11か所（目標値：12か所）

○ 指定候補地1か所については、新型コロナウイルス対策のため地元説明会を開催できず、特別地区指定に向けた手続きが保留となっている。

⇒ 新型コロナウイルス対策を最優先としつつ、地元説明会等、特別地区指定に向けた手続きを着実に実施する。

⑯ 県内イノシシの生息数(年度内捕獲頭数) R2：11,252頭（目標値：13,000頭）

○ 要因としては、農業被害防止のための被害防除対策の進展や自然条件など複合的な事項が想定される。

⇒ 引き続き、イノシシの生息数半減に向けた捕獲体制の整備と捕獲の推進に取り組むとともに、環境整備、防護対策を加えた住民主体の総合的な対策を促進し、野生鳥獣と共生する地域づくりを推進していく。

第2章 各種計画の概要及び進捗状況

第1節 栃木県地球温暖化対策実行計画【区域施策編】

1 計画の概要等

(1) 計画策定の趣旨

県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく計画を平成11（1999）年度に策定し、その後順次改定を行い、県内の温室効果ガスの排出抑制のほか、県自らが排出する温室効果ガスの削減など、環境負荷を低減するために取り組んできた。

また、平成28（2016）年3月に改定を行った「栃木県地球温暖化対策実行計画（平成28（2016）～令和2（2020）年度）」では、県全域の温室効果ガス排出抑制計画である区域施策編において、本県における温室効果ガス排出量を、国と同様に、令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で26%削減する目標を定めた（県の事務事業に伴う計画等については、第3章第1節を参照）。

本計画に基づき、節電等のソフト対策にとどまらず積極的な設備改修等のハード対策を推進し、温室効果ガスの排出削減を図っている。

(2) 計画の概要

ア 位置付け

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に規定する都道府県の「地方公共団体実行計画」とすると同時に「栃木県環境基本計画」の部門計画として位置付ける。

イ 対象物質

二酸化炭素（ CO_2 ）、メタン（ CH_4 ）、一酸化二窒素（ N_2O ）、ハイドロフルオロカーボン類（ HFCs ）、パーフルオロカーボン類（ PFCs ）、六ふつ化硫黄（ SF_6 ）、三ふつ化窒素（ NF_3 ）の7物質

ウ 本県の温室効果ガス排出量の削減目標

中期目標：令和12（2030）年度に基準年（平成25（2013）年度）比26%削減

短期目標：令和2（2020）年度に基準年（平成25（2013）年度）比10%削減

2 計画の進捗状況

(1) 平成30（2018）年度の温室効果ガス排出量

栃木県における平成30（2018）年度の温室効果ガス排出量は、約1,744万 t-CO_2 であり、基準年（平成25（2013）年度）と比べて10.4%減少した。なお、森林吸収量63万 t-CO_2 を差し引いた値は1,681万 t-CO_2 となっている。基準年と比べて排出量が減少した要因としては、省エネルギー対策の浸透や太陽光発電施設設置など再生可能エネルギーの導入による電力使用量の減少や、電力の CO_2 排出係数（ $\text{CO}_2\text{-t/kWh}$ ）の低下が挙げられる。

表3-2-1 ガス種別温室効果ガス排出量の推移（万 t-CO_2 ）

年度	25（2013） 基準年度	26（2014）	27（2015）	28（2016）	29（2017）	30（2018）
分野						
CO_2	1757	1675	1585	1551	1573	1540
CH_4	71	69	66	66	66	65
N_2O	37	37	37	37	38	38
3ガス計	1865	1781	1688	1654	1677	1643
代替フロンガス	81	86	90	94	98	101
7ガス計	1946	1867	1778	1748	1775	1744
基準年度比	—	▲4.1%	▲8.6%	▲10.2%	▲8.8%	▲10.4%

表3-2-2 CO₂の部門別排出構成（平成30（2018）年度）

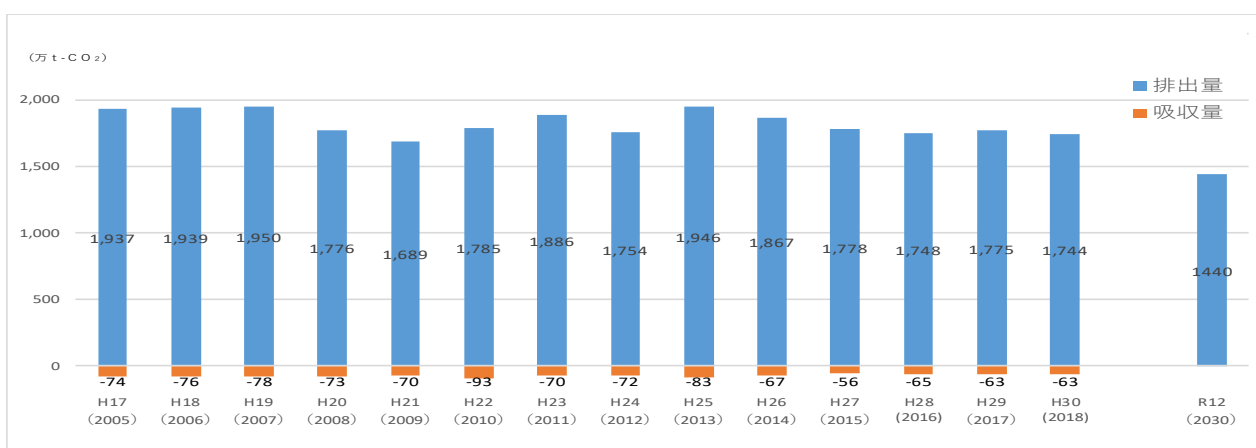
部門	栃木県（基準年比）		全国（基準年比）	
産業（製造業等）	30.6%	（▲7.1%）	32.1%	（▲14.4%）
家庭	14.4%	（▲20.3%）	13.4%	（▲20.2%）
業務（オフィスビル等）	14.7%	（▲25.1%）	15.8%	（▲16.9%）
運輸（自動車・鉄道）	25.0%	（▲6.2%）	16.9%	（▲6.3%）
その他（工業プロセス等）	15.3%	（ 7.3%）	21.8%	（▲2.6%）
合計	100%	（▲10.4%）	100%	（▲12.0%）

（注）全国値は、令和2（2020）年4月に環境省から公表された「2018年度（平成30年度）の温室効果ガス排出量（確報値）について」を基に作成。

(2) 温室効果ガス排出量の推移

平成17（2005）年度からの温室効果ガス排出量は、平成19（2007）年度の1,950万t-CO₂から減少傾向に転じたが、平成22（2010）年度には、平成20（2008）年に発生したリーマンショック後の景気後退からの回復等により排出量が増加した。その後、平成23（2011）年度からは、東日本大震災に起因した原子力発電所の運転停止を受けた火力発電量の増加に伴い排出量も増加したが、各部門における省エネ等及び再生可能エネルギーの導入拡大により、近年における排出量は減少傾向にあり、平成30（2018）年度は平成25（2013）年度比で10.4%減少した（図3-2-1）。

図3-2-1 温室効果ガス排出量の推移



（注）排出量の算定基礎である国の統計データが過去に遡って改訂されたため、各年度の目標値及び実績値を再計算している。

(3) 地球温暖化対策の取組に関する指標

温室効果ガス排出削減に直接効果があり、長期的かつ継続的に施策を推進すべきものとして、①低炭素型スマートライフ普及促進プロジェクト、②エコカー普及促進プロジェクト、③再生可能エネルギー活用プロジェクト、④森林吸収源保全プロジェクトの4つを重点プロジェクトと位置づけ、集中的に取り組んでいる。目標達成状況の把握に関する指標は次のとおりである。

【目標達成状況の把握に関する指標】

指標名	基準年		現況		目標	
家庭部門のエネルギー使用量（TJ/年）（注）1	H25	31,129	H30	26,855	R2	26,000
新車販売台数に占める次世代自動車の比率（%）（注）2	H26	25.7	R1	32.6	R2	50
再生可能エネルギー設備導入容量（万kW）	H26	117	R1	262	R12	160
県内民有林における間伐面積（ha/年）	H26	4,702	R1	3,274	R2	5,250
皆伐後の再造林面積（ha/年）	H25	222	R1	440	R2	335

（注）1 家庭部門のエネルギー使用量は、令和2（2020）年12月に改定された「都道府県別エネルギー消費統計」に基づく値。

（注）2 新車販売台数に占める次世代自動車の比率については、年別（1月～12月）の値。

第2節 生物多様性とちぎ戦略

1 計画の概要等

(1) 計画策定の趣旨

本県は、関東平野の北端に位置し、日光白根山などの高山帯、平地林と農地がモザイク状に配置された田園地帯、ラムサール条約湿地である奥日光の湿原や渡良瀬遊水地などの湿地、那珂川、鬼怒川、渡良瀬川に代表される河川など、バラエティーに富んだ自然環境を有している。

しかしながら、近年、開発や乱獲、生活様式の変化などによる地域の生態系の攪乱、地球温暖化による影響など、豊かな自然と生物多様性に及ぼす影響が懸念される状況が進行している。

こうした状況に対応し、人と自然が共生する潤いある地域づくりを進めてきたが、県民をはじめとする様々な主体と協働して、地域からの取組の更なる推進を図るため、平成22（2010）年9月に「生物多様性とちぎ戦略」を策定し、平成28（2016）年3月に改訂を行った。

(2) 計画の概要

ア 戦略の性格

本県の自然的社会的特性を活かした生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的かつ総合的な計画である。

生物多様性とちぎ戦略の基本理念を定め、目標（目指すべき社会）を示し、実現するための取組として行動計画を体系的に整理した。このうち、重要かつ緊急性のあるものを5年間で取り組む重点プロジェクト（前期）を設定した。さらに、平成28（2016）年3月、計画策定後5年が経過したことから見直しを行い、今後5年間に取り組む重点プロジェクト（後期）を設定した。

イ 戦略の期間

平成22（2010）年9月からおおむね10年間

2 計画の進捗状況

(1) 生物多様性を支える農山村活性化プロジェクト

【主な取組】

○ 持続可能な農林業の推進

豊かな森林資源を活用した皆伐の導入促進や皆伐後の針葉樹の再造林、獣害対策に対する支援などにより循環型林業を推進した。農業農村整備事業の計画・実施においては、生態系配慮の手引きを用いて環境配慮型工法の導入を推進した。

○ バイオマスエネルギーの利用促進

木質バイオマス供給施設の整備を支援するなど、農山村の地域資源を活用したバイオマスエネルギーの利用を促進した。

○ 人材・担い手の確保・育成

若い世代を中心に農林業の魅力などを発信し、県内外・異業種からの人材を呼び込むとともに、地域の核となる担い手の確保・育成を推進した。

○ 体験型交流の推進

SNSを活用し、首都圏の消費者等をターゲットにした農業体験やイベント等について情報発信するなど、交流人口の拡大を図り、農山村の活性化を促進した。

【目標達成状況の把握に関する指標】

指標項目	基準年		現況		目標		達成度
	年次	数値	年次	数値	年次	数値	
青年新規就農者数 (人(年間、45歳未満))	H26 (2014)	222	R2 (2020)	228	R2 (2020)	300	▲
林業新規就業者数 (人(5年間累計))	H26 (2014)	183 (H22-H26)	R2 (2020)	250 (H28-R2)	R2 (2020)	208 (H28-R2)	○

○：目標達成 △：未達成（達成率80%以上） ▲：未達成（達成率80%未満）

(2) 誇れる自然（自然公園等）の保全・利活用プロジェクト

【主な取組】

- 自然公園等の情報発信の強化
自然公園等の魅力をメディア・SNS等を活用し、積極的に発信した。
- 誘客促進に向けた環境整備
東京オリンピック等の開催により見込まれる国内外の観光客の増加に向け、受入環境の整備を推進した。
- 次期栃木県版レッドリストの改訂に向けた調査
本県における絶滅のおそれのある野生動植物について掲載した県版レッドリストについて、次期改定に向けた動植物の生息・生育環境の情報を得るため、調査を行った。
- 絶滅危惧種等の生息・生育地の保全再生
奥日光や鬼怒川礫河原、渡良瀬遊水地など、外来種の影響が深刻化している地域を中心に、多様な主体の参加による重点的な駆除を実施し、絶滅危惧種等の生息・生育地の保全再生を進めた。

【目標達成状況の把握に関する指標】

指標項目	基準年		現況		目標		達成度
	年次	数値	年次	数値	年次	数値	
自然公園入込数(千人) 【暦年】	H26 (2014)	22,036	R2 (2020)	13,120	R2 (2020)	24,000	▲

(3) 身近な自然（里地里山等）の保全・利活用プロジェクト

【主な取組】

- 地域主体による里山林の保全再生
地元住民が中心となった里山林の整備・管理を促進し、地域の憩いの場への再生など、明るく安全な森づくりを推進した。
- 里山の担い手・リーダーの育成
里地里山の整備や利活用のノウハウを習得する機会の提供や里山林保全団体と企業等との交流を促進した。
- 里地里山、河川・湿地等での保全活動や身近な地域資源の利活用の推進
各種保全活動や参加体験型の環境学習などを推進した。

【目標達成状況の把握に関する指標】

指標項目	基準年		現況		目標		達成度
	年次	数値	年次	数値	年次	数値	
とちぎ里山塾受講者数 (人)	H26 (2014)	0	R2 (2020)	156 (H28-R2)	R2 (2020)	150 (H28-R2)	○

(4) 野生鳥獣との共生プロジェクト

【主な取組】

- シカ・イノシシの捕獲強化
平成25（2013）年度の生息数を令和5（2023）年度までに半減させる目標に向けて、市町が行う有害捕獲の支援を強化するとともに、県も捕獲に取り組んだ。

○ 捕獲の担い手の確保・育成

狩猟免許の取得支援や実践的な捕獲技術講習などにより担い手の確保・育成を推進するとともに、認定事業者を支援する取組を進めた。

○ 被害防止の環境整備・防除対策

ヤブの刈払い等の環境整備を推進するとともに、侵入防止柵の設置や森林における忌避剤散布及びネット巻き等を効果的に実施し、獣害に強い集落づくりを進めた。

【目標達成状況の把握に関する指標】

指標項目	基準年		目標		取組状況*				達成度
シカの生息数(頭)	H25 (2013)	23,600	R2 (2020)	16,700	捕獲目標	8,000	R2 (2020)	11,718	○
イノシシの生息数(頭)	H25 (2013)	33,500	R2 (2020)	21,600	捕獲目標	13,000	R2 (2020)	11,252	△

* 生息数の目標達成に向けた年間捕獲目標数を設定し、捕獲数により進捗を管理している。

(5) 人、地域、企業、団体等の協働推進プロジェクト

【主な取組】

○ 自然保護活動の支援・コーディネート

生物多様性アドバイザーなどの各種人材を活用し、各種保全活動の取組の継続化などの支援やコーディネートを推進した。

○ 社会貢献活動の推進

ボランティアニーズや企業の社会貢献意欲を把握し、企業と地域住民・保全活動団体とのマッチングによる社会貢献活動を推進した。

○ 各種活動団体の連携促進

県民一人ひとりの生物多様性保全に対する意識の向上につながるよう、自然の保護や利活用を目的として地域で活動する団体等の連携を促進した。

【目標達成状況の把握に関する指標】

指標項目	基準年		現況		目標		達成度
マッチングによる社会貢献活動参加企業等数(者)	H26 (2014)	0	R2 (2020)	48 (H28-R2)	R2 (2020)	50 (H28-R2)	△

第3章 栃木県の率先的な取組の状況

第1節 栃木県地球温暖化対策実行計画【事務事業編】

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

県は、平成12（2000）年3月に策定した「栃木県庁環境保全率先実行計画」及び平成17（2005）年3月に策定した「同（二期計画）」に基づき、積極的に環境負荷低減の取組を行ってきた。

また、平成28（2016）年3月に改定を行った「栃木県地球温暖化対策実行計画」では、県自らの事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の計画である事務事業編において、県自らが排出する温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量を令和2（2020）年度までに平成26（2014）年度比で5%削減する目標を定めた。

なお、本計画は「地球温暖化対策推進法」第21条に基づく地方公共団体が自ら排出する温室効果ガス抑制のための「実行計画」としての位置付けを担うものである。

(2) 計画の概要

ア 計画の目的

- ・ 県は、自ら行う経済活動の中で生じる環境への負荷を低減するため、率先的に行動する。
- ・ 地球温暖化対策の推進を図るため、県の活動に係る温室効果ガスの総排出量を把握し、その排出を抑制する。
- ・ 環境保全に向けて、職員の意識改革を図る。
- ・ 県が率先して実行することにより、環境保全のための取組が、県民や事業者、市町へも波及することを期待する。

イ 対象範囲

この計画の対象範囲は、次の組織が行う事務・事業とする。

栃木県行政組織規程に定める課・室・出先機関、企業局の課・出先機関、栃木県教育委員会事務局の課・室・出先機関、県立学校、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、議会事務局、栃木県警察本部・警察署、県有施設における指定管理者制度導入施設及び管理業務委託施設

ウ 計画期間

平成28（2016）～令和2（2020）年度

エ 数値目標

次の項目について数値目標を設定し、計画的な推進を図る。

（数値の基準年度は平成26（2014）年度、目標年度は令和2（2020）年度とする。）

項目	目標値
温室効果ガス総排出量	県の活動による温室効果ガスの総排出量を5%削減する。
エネルギー使用量	県の活動によるエネルギーの総使用量を5%削減する。

2 令和2（2020）年度全庁目標及び取組結果

(1) 令和2（2020）年度全庁目標

令和元（2019）年度栃木県環境マネジメントシステム（EMS）の全体評価を踏まえ、環境法令等の遵守、温室効果ガス排出量の削減のため、栃木県地球温暖化対策実行計画【事務事業編】の具

体的取組の徹底を令和2（2020）年度の全庁目標とした。

令和2（2020）年度 全庁目標

1 環境法令等の遵守

各所属の設備や活動内容が適用を受ける環境法令をその改正状況も含めて正確に把握し、適用となる法令等が定める規定や基準等は必ず遵守する。

2 県庁（県有施設）の温室効果ガス排出量の削減

栃木県地球温暖化対策実行計画【事務事業編】で定める数値目標「令和2（2020）年度における温室効果ガス排出量を平成26（2014）年度比で5%削減」を達成するために、計画で取り組むこととしている施設の省エネ化・再生可能エネルギーの導入等のハード対策、並びに、省エネ・省資源行動の推進等のソフト対策を進める。

特に、県庁における温室効果ガス排出要因の半数以上の割合を占める電気使用量については、引き続き重点的に削減に取り組み、昨年度比1%減を目安に取り組む。

3 緊急事態への準備

環境に重大な影響を及ぼす可能性のある事務事業を所管する所属においては、緊急事態への準備として、定期訓練の実施等の他、早期対応体制の整備に努める。

(2) 令和2（2020）年度取組結果について

ア 温室効果ガス排出量

排出年度のCO₂排出係数により算出すると、88,745 t-CO₂で、基準年（平成26（2014）年度）比で11.0%減少した。減少の主な要因は各施設における節電等や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による施設の休館や、県立学校休校に伴う電力・燃料使用量の削減によるものである。「栃木県地球温暖化対策実行計画（2016～2020年度）」で設定した削減目標「令和7（2025）年度において平成26（2014）年度比で5%削減」を上回る11.0%減となり、目標を達成した。

イ エネルギー使用量

各施設における節電等や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による施設の休館や、県立学校休校に伴う電力・燃料使用量の削減により、基準年（平成26（2014）年度）に対し、13.0%の減少となった。「栃木県地球温暖化対策実行計画（2016～2020年度）」で設定した削減目標「令和7（2025）年度において平成26（2014）年度比で5%削減」を上回り、目標を達成した。

表3-3-1 栃木県地球温暖化対策実行計画【事務事業編】実績一覧表

項目	単位	26	29	30	R1	R2	計画目標	
		(2014) 【基準年】	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	数値目標	削減割合
温室効果ガス総排出量 (二酸化炭素換算)	t -CO ₂	99,707	98,125	93,983	89,394	88,745	94,722	5% 削減
エネルギー使用量	TJ	1,645	1,569	1,469	1,442	1,431	1,563	5% 削減
電気使用量	千kWh	129,000	120,411	115,577	112,472	112,002	—	
庁舎燃料使用量 (二酸化炭素換算)	t -CO ₂	16,950	15,203	13,263	12,911	12,803	—	
公用車燃料使用量 ガソリン	kℓ	2,571	2,282	2,139	2,023	1,925	—	
公用車燃料使用量 軽油	kℓ	304	292	268	258	240	—	

(注) 1 電気使用による排出量は、各小売電気事業者のCO₂排出係数を反映させた値により算出。

2 令和2（2020）年度の排出係数が未確定のため直近の令和元（2019）年度排出係数により算出。

第2節 栃木県グリーン調達推進方針

1 方針の概要

県では、平成13（2001）年に施行された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）の趣旨を踏まえ、環境物品等（環境負荷の低減に資する物品及び役務）の優先的な調達に率先して取り組むことにより、環境物品等の市場の形成や開発を促進し、持続可能な循環型社会の形成を図るため、平成13（2001）年度から県が行う環境物品等の調達に関して「栃木県グリーン調達推進方針」を毎年度策定している。

ア 対象範囲 県のすべての機関が行う物品及び役務の調達

イ グリーン購入推進の基本的な考え方等

(7) 調達の必要性和適正な数量を十分検討の上、環境物品等の調達に率先して取り組む。

(4) 調達すべき品目と調達目標等を具体的に定め、環境物品等かどうか判断し購入する。

ウ 対象品目数 紙類・文具類等23分類276品目

2 令和2（2020）年度のグリーン調達取組結果

令和2（2020）年度における調達実績は、99.44%（令和元（2019）年度99.92%）と引き続き高い割合で調達されており、グリーン調達の取組は定着しているものと評価できる。

表3-3-2 令和2（2020）年度グリーン調達取組結果

分類	目標の立て方	調達目標	調達実績		
			R1(2019)	R2(2020)	
1 紙類	金額	100%	99.98%	92.49%	
2 文具類			99.53%	98.13%	
3 オフィス家具等			注) 自動車等、設備、公共工事(製材の一部を除く)、役務の一部を除く	100%	99.88%
4 画像機器等			100%	99.59%	
5 電子計算機等			100%	99.87%	
6 オフィス機器等			100%	99.67%	
7 移動電話等			100%	100%	
8 家電製品			100%	100%	
9 エアコン等			100%	99.72%	
10 温水器等			100%	100%	
11 照明			100%	99.89%	
12 自動車等			100%	93.83%	
13 消火器			100%	100%	
14 制服・作業服等			99.08%	98.89%	
15 インテリア・寝装寝具			100%	99.98%	
16 作業手袋			100%	99.88%	
17 その他繊維製品			97.34%	99.17%	
18 災害備蓄用品			100%	98.15%	
19 公共工事(製材)			100%	100%	
20 役務(印刷)			84.35%	85.43%	
21 役務(印刷以外)			100%	99.99%	
22 ごみ袋等				99.87%	
23 環境配慮契約(電力)			100%	100%	

第3節 栃木県イベント環境配慮指針

1 指針の概要

イベントは、県施策の普及啓発に有効な手段であるため数多く取り組まれているが、イベントの開催を「環境への影響」という視点で見ると、ごみの大量排出やエネルギーの大量消費といった側面もある。

このため、県では、平成19（2007）年2月に「栃木県イベント環境配慮指針」を策定し、県が開催するイベントにおいて、指針に基づく自主的な環境配慮を行うことで環境負荷の軽減を図っている。

ア 対象イベント

県内で開催され、不特定多数の県民（100人以上）が自由に参加できるイベントであって、県又は県が構成員となる実行組織が主催し、又は共催するイベントを対象として、「環境に配慮したイベント開催要領」に定める「環境配慮」を実施する。

また、県が後援するイベントについても、関与の程度に応じて、主催者に協力を要請する。

イ 環境配慮の内容

- (ア) 省エネルギー・省資源の推進
- (イ) 廃棄物の発生抑制及びリサイクル等の推進
- (ウ) 公共交通機関等の利用促進
- (エ) 参加者への意識啓発・情報提供
- (オ) 運営体制の整備
- (カ) 会場周辺の環境保全（屋外で開催するイベント）

2 令和2（2020）年度の実施結果

環境配慮指針の対象となったイベントは12件あり、うち詳細評価の対象となったイベントは2件あった（表3-3-3）。

表3-3-3 取組状況

年 度	28(2016)	29(2017)	30(2018)	R1(2019)	R2(2020)
対象（100人以上）イベント（件）	104	122	91	79	12
うち1,000人以上のイベント（件）	52	60	39	36	2
評価（1,000人以上のみ）：					
適正に実施（件）	52	57	39	36	2
一部未実施（件）	0	3	0	0	0
未実施（件）	0	0	0	0	0

第4節 栃木県公共事業環境配慮指針

1 指針の概要

県は、従前から公共事業に係る自主的な環境配慮を行ってきたが、より効果的・継続的な取組推進のため、平成19（2007）年4月から「栃木県公共事業環境配慮指針」に基づき、県が実施する公共事業について、計画段階及び実施段階において環境配慮を行っている。

一定規模以上の公共事業については、その実施状況の評価も行っている。

ア 対象となる公共事業

県が実施するすべての公共事業（緊急的に行う災害復旧事業等を除く。）を対象とする。

なお、県補助等に係る外郭団体等の事業については、指針に沿った環境配慮を求める。

イ 環境配慮の視点と環境配慮事項

環境配慮は、栃木県環境基本計画における次の3つの目標とこれらの目標を達成するために必要となる共通的・基盤的な施策に即して行う。

公共事業における環境配慮は多岐にわたるため、事業の種類ごとに取り組むべき具体的な事項を環境配慮事項として53項目列举し、これに沿って環境配慮を行う。

表3-3-4 指針における環境配慮事項の例

環境基本計画の4つの目標	環境配慮事項の例
1 地球温暖化に立ち向かう社会づくり （低炭素社会の構築）	エネルギーの有効活用や省エネ化、新エネルギーの利用、県産材、国産材の利用に配慮する。
2 良好な生活環境を保全し、限りある資源を 有効に利用する社会づくり （循環型社会の構築）	工事車両などのアイドリングストップに努める。 建設副産物・建設廃棄物（残土を含む。）の再資源化 や有効利用に努める。
3 豊かで誇れる自然を次代に引き継ぐ社会 づくり（自然共生社会の構築）	希少な動植物の生息・生育環境への影響をできる限り 回避・低減するよう配慮する。
共通的・基盤的な施策	施設の環境教育・環境学習の場としての活用について 配慮する。

ウ 実施状況の評価

公共事業のうち一定規模以上の事業（新設・増設等を対象とし、維持・補修等を除く。）について、事業ごとに計画段階及び実施段階の各段階において、環境配慮の実施状況を評価する。

2 令和2（2020）年度の取組結果

令和2（2020）年度は、15事業267項目の全てで、環境配慮が行われた。

公共工事における環境配慮については、地域や事業の特性に応じて、生態系の保全に配慮した整備、省エネルギー化の推進など、様々な取組が行われている。

引き続き、栃木県公共事業環境配慮指針に基づき、効果的・継続的に事業を推進していく。

表 3-3-5 令和 2 (2020) 年度の取組結果

No.	事業の区分	事業概要	環境配慮 の実施項目 目数	主な環境配慮事項
1	道路の整備	一般国道408号線 真岡南バイパス整備事業 【真岡市 延長3.1km】	27 〔実施〕	○生物多様性の保全 ※保全計画書に沿った事業実施 ○建設副産物の有効利用
2		一般国道408号線 真岡市二宮拡幅整備事業 【真岡市 延長4.1km】	14 〔計画〕	○交通渋滞などの環境負荷を解消する設計 ○景観に配慮した設計 ○建設副産物の有効利用
3		一般国道293号線 鹿沼市楡木BP工区 【鹿沼市 延長2.3km】	14 〔実施〕	○交通渋滞などの環境負荷を解消する設計 ○建設副産物の有効利用
4		一般国道293号線 鹿沼市楡木BPⅡ工区 【鹿沼市 延長1.0km】	9 〔計画〕	○交通渋滞などの環境負荷を解消する設計 ○建設副産物の有効利用
5	河川の整備	姥川改修事業 【足利市 延長3.3km】	21 〔計画〕	○現況の自然環境に配慮した設計 ○建設副産物の有効利用
6		旗川改修事業 【足利市、佐野市 延長 3.4km】	21 〔中間〕	○現況の自然環境に配慮した設計 ○建設副産物の有効利用
7		菊沢川河川改修事業 【佐野市 延長4.4km】	36 〔中間〕	○現況の自然環境に配慮した設計 ○建設副産物の有効利用
8		名草川河川改修事業 【足利市 延長2.1km】	33 〔中間〕	○現況の自然環境に配慮した設計 ○建設副産物の有効利用
9	建築物の建設	総合スポーツゾーン 新スタジアム 【宇都宮市 建築面積 20,041 m ² 】	23 〔実施〕	○周辺園地の芝生化、植栽の計画 ○建設副産物の有効利用
10		総合スポーツゾーン 新体育館・屋内水泳場 【宇都宮市 建築面積 24,257 m ² 】	17 〔実施〕	○県産木材を活用 ○周辺園地の芝生化、植栽の計画 ○建設副産物の有効利用
11		宇都宮中央女子高新校第2体育館新築 ほか工事 【宇都宮市 建築面積約1,200m ² 】	13 〔計画〕	○県産木材を活用 ○建設副産物の有効利用
12	農村整備	農村地域防災減災事業 赤川ダム地区 【宇都宮市 6.0ha】	6 〔計画〕	○生態系の保全に配慮した整備 ○現況施設の形状に近づける等の景観配慮
13		基幹水利施設ストックマネジメント事業 (古用水2地区) 【宇都宮市 L=1,991m】	7 〔中間〕	○生態系の保全に配慮した整備 ○建設副産物の有効利用
14		県営農地整備事業 (山口地区) 【日光市 35.1ha】	11 〔中間〕	○生態系の保全に配慮した整備 ○建設副産物の有効利用
15	用地の造成	鹿沼市鹿沼インター地区用地造成事業 【鹿沼市 24.2ha】	15 〔計画〕	○建設副産物の有効利用 ○公共緑地・公園の整備

※ 環境配慮の実施項目数は、事業の特性(種類、規模等)及び実施する地域の特性により異なる。

※ 共通する環境配慮事項の具体例

【生態系の保全に配慮した整備】 魚道落差工等の設置による排水路の段差解消、水路上に淀み・深み箇所設置 等

【建設副産物の有効利用】 再生材の活用、発生土砂の再利用、発生したがれき類を整理用施設に処理委託 等